

## 監査結果公表第4号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 6年 2月 9日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	中川	雅晶

## 目 次

1. 一般社団法人四日市歯科医師会 ..... 1  
(四日市市歯科医療センター、健康福祉部 保健企画課)
  
2. 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 ..... 8  
(四日市市障害者自立支援施設あさけワークス、健康福祉部 障害福祉課)

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 一般社団法人 四日市歯科医師会  
健康福祉部 保健企画課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査対象年度 令和4年度
- 4 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和6年1月18日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

## 第2 監査対象の概要

### 1 指定管理者の概要

名 称	一般社団法人 四日市歯科医師会
代 表 者	会長 田中 淳一
住 所	四日市市本町9番12号

### 2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市歯科医療センター	
所 在 地	四日市市本町9番12号	設置年月：平成8年9月
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指 定 管 理 料	29,700,000円（令和4年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 (令和4年度)	収 入	49,065,335円
	支 出	47,847,136円
	収 支	1,218,199円
利 用 実 績	年間利用者数 令和2年度 1,796人 令和3年度 1,774人（前年度比 22人減） 令和4年度 1,822人（前年度比 48人増）	

### 3 指定管理の業務範囲

- ア 障害者に対する歯科診療及び口腔疾病に係る相談に関すること。
- イ 口腔疾病の予防、歯科口腔衛生の啓発等に関すること。
- ウ 年末年始における応急歯科診療に関すること。
- エ 診療を受けた者からの利用料金の徴収に関すること。
- オ 施設等の維持管理に関すること。

### 4 収支状況

(単位：円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
指定管理料	29,700,000	29,700,000	0
診療報酬	18,995,530	19,155,396	159,866
雑収入	162,600	209,939	47,339
収入計	48,858,130	49,065,335	207,205
人件費	28,393,500	28,292,598	△100,902
消耗品費	1,540,000	482,117	△1,057,883
印刷製本費	50,000	0	△50,000
光熱水費	1,750,000	2,399,858	649,858
修繕料	1,210,000	1,504,030	294,030
通信運搬費	152,000	127,357	△24,643
広告料	162,000	101,200	△60,800
手数料	85,000	112,020	27,020
保険料	680,000	651,590	△28,410
委託料	1,860,000	2,266,297	406,297
賃借料	4,467,020	4,188,318	△278,702
その他	5,308,610	4,924,049	△384,561
委託・提案事業費	1,100,000	707,702	△392,298
一般管理費	2,100,000	2,090,000	△10,000
支出計	48,858,130	47,847,136	△1,010,994
収支	0	1,218,199	1,218,199

自主事業（訪問歯科診療）

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
診療報酬	617,970	448,790	△169,180
交通費	7,400	7,600	200
収入計	625,370	456,390	△168,980
人件費	360,000	360,000	0
旅費	7,400	7,600	200
医薬材料費	24,990	0	△24,990
医療機器リース料	232,980	232,980	0
支出計	625,370	600,580	△24,790
収支	0	△144,190	△144,190

### 第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【一般社団法人 四日市歯科医師会】

- (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
- (2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク
- (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管所属【健康福祉部 保健企画課】

- (1) 指定管理者の指定におけるリスク
- (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク
- (3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

## 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【一般社団法人 四日市歯科医師会】

### (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

- ◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- エレベーター設備保守点検、電気設備点検といった法定点検、館内施設の保守点検、清掃、修繕が必要となった箇所への対応等を適宜実施し、協定書等で定められた義務の履行についても確実にしている。この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

### (2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定のに基づいて行われな いリスク

- ◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 歯科医療センターにおける利用料金は診療報酬であり、2年に1度の報酬改定に合わせて利用料金の算定表を四日市市に提出し、適切に承認を得ている。  
診療報酬の収納については、窓口での収納は自己負担分のみとなるが、適正な事務処理が行われている。

### (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われな いリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられており、所管部局による内容の確認を受けている。  
ただし、現金出納簿の記載において、一部不適切と思われる事例が見受けられた。

## 意見

現金出納簿は、現金の紛失等の事故を防ぐためにも重要な書類であり、作成にあたっては記載誤りのないよう十分注意して行うこと。

【健康福祉部 保健企画課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆ 指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適切な団体が指定されたりするリスクはないか。

**リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)**

- 指定管理者の選定については、平成30年度において、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号に基づき公募によらない特定した候補者として選定し、指定管理者選定委員会の審査の結果、当該団体が指定管理者に選定されている。

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

**リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)**

- △ 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理するとともに、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、適切に業務の履行確認を行っている。  
モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行っている。

**意見**

モニタリングレポートを作成する際には、毎年の業務として機械的に行うことなく、事業収支の内容等を含め、ヒアリング等を通じて指定管理者の事業内容の把握をしつかりと行うこと。

(3) 指定管理料の算定及び支出の手續におけるリスク

- ◆ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手續は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

**リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)**

- 指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定しているとのことである。  
指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手續きをとっている。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【一般社団法人 四日市歯科医師会】

### 意見

#### ① 自主事業についての事業計画への掲載について【法規性の視点】

歯科医療センターは、自主事業として訪問歯科診療を実施しており、その実績については毎月の事業実績報告書や年度の事業報告書で報告するとともに、年度末の運営委員会においても報告がされている。その一方で、年度の事業計画書には内容が記載されていないことから、自主事業の事前承認の点からも、事業計画書へも記載を行うこと。

#### ② 現金の取り扱いについて【法規性の視点】

窓口で収納した現金については、協定書の仕様書のとおり原則として当日中の金融機関への預け入れに努め、時間的に困難な場合は翌営業日の早い時間帯に預け入れるなど、現金の取り扱いにおいて事故防止に最大限努めること。

### 評価

#### 利用者意見の把握とその反映について【住民福祉の向上の視点】

利用者の声を把握するため、年に2回利用者アンケートを実施しており、職員対応については「満足・やや満足」で100%を占めている。施設・設備に対しても「非常に利用しやすい・利用しやすい」が約90%を占めており、利用者の満足度の高さが読み取れる。

また、駐車場の少なさや狭さに対する意見に対しては、必要に応じて近隣の有料駐車場の駐車券を渡すなど、意見に対する適切な対応に努めている。

【健康福祉部 保健企画課】

### 指摘

#### 告示手続きの適正な執行について【法規性の視点】

四日市市歯科医療センター条例施行規則第2条第1項第2号の規定に定められた、市長が特に必要と認めた日の診療日について、必要な告示手続きが取られていない状況が見受けられる。速やかに定められた手続きを行うとともに、必要があれば規則の見直しも含め、今後は適正な執行に努めること。

### 意見

#### ① 指定管理者の収支等の適切な点検について【有効性の視点・法規性の視点】

指定管理者の収支等については、定期的に帳簿等の確認を行っているとのことであるが、その際は他の用件のための外出機会を利用して訪問するのではなく、指定管理者の収支等の確認のためという明確な目的をもって訪問し、毎月の帳簿等の確認を確実に行うこと。



② 事業報告書や協定書の内容確認について【合規性の視点】

事業報告書等において、若干の記載誤りが見受けられた。指定管理者制度を導入してから期間が経過していることを考えると、各種書類の内容が適切に確認されているか疑念を生じかねない。指定期間更新の機会などに協定書や仕様書等の見直しを行うとともに、施設から提出される各種書類の確認をしっかりと行い、適切な運用に努めること。

③ 福祉医療費領収証明書の発行にかかる手数料の取り扱いについて【合規性の視点】

障害者手帳等を取得している人への医療費助成のために必要な福祉医療費領収証明書を歯科医療センターが発行しているが、この際に助成を行う自治体が支払う手数料について、四日市市在住の利用者と他市町在住の利用者で取り扱いが異なっている。適正な取り扱いがどのような形式であるか確認を行い、必要に応じて取り扱いを改めること。

【一般社団法人 四日市歯科医師会・健康福祉部 保健企画課】

**意見**

① 歯科診療の効果的な推進について【住民福祉の向上の視点】

健康寿命の延伸のためには、口腔ケアが重要である。自主事業として実施している訪問歯科診療も含め、地域の開業医との連携を図り、四日市市の歯科診療の効果的な推進について、引き続き取り組むこと。

なお、現在自主事業として実施している訪問歯科診療については、その有効性を検証し、将来的に指定管理業務委託への包含の可能性も含め、研究を行うこと。

② 歯科医師の確保と体制の整備について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

歯科医療センターでは障害者を対象とした歯科診療を行っていることから、専門となる歯科医師の確保が重要である。大学との連携などを含め、運営に必要な体制の整備に努めること。

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会  
健康福祉部 障害福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査対象年度 令和4年度
- 4 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 5 監査期間 令和6年1月19日
- 6 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

## 第2 監査対象の概要

### 1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会
代 表 者	会長 伊藤 八峯
住 所	四日市市諏訪町2番2号

### 2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市障害者自立支援施設 あさけワークス	
所 在 地	四日市市千代田町485-4	設置年月：平成5年7月
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指 定 管 理 料	51,260,000円（令和4年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 （令和4年度）	収 入	54,297,175円
	支 出	45,641,787円
	収 支	8,655,388円
利 用 実 績	年間利用者数 令和2年度 2,464人 令和3年度 2,377人（前年度比 87人減） 令和4年度 1,988人（前年度比 389人減）	

### 3 指定管理の業務範囲

- ア 就労継続支援に関すること。
- イ 施設への入所許可等に関すること。
- ウ 施設等の維持管理に関すること。

### 4 収支状況

(単位：円)

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
指定管理料	51,260,000	51,260,000	0
利用者給食代	875,000	593,400	△281,600
職員等給食代	438,000	391,950	△46,050
就労支援事業収入	1,621,000	2,021,814	400,814
寄附金	30,000	30,000	0
その他収入	1,000	11	△989
収入計	54,225,000	54,297,175	72,175
人件費	37,515,000	30,102,631	△7,412,369
消耗品費	664,000	654,697	△9,303
燃料費	1,157,000	1,030,430	△126,570
印刷製本費	27,000	0	△27,000
光熱水費	2,040,000	2,173,728	133,728
修繕料	1,840,000	1,699,509	△140,491
通信運搬費	235,000	230,249	△4,751
広告料	34,000	13,400	△20,600
手数料	32,000	29,936	△2,064
保険料	278,000	412,660	134,660
委託料	4,495,000	4,197,460	△297,540
賃借料	1,374,000	1,373,460	△540
その他	1,861,000	1,090,853	△770,147
委託・提案事業費	1,621,000	1,612,813	△8,187
一般管理費	1,052,000	1,019,961	△32,039
支出計	54,225,000	45,641,787	△8,583,213
収支	0	8,655,388	8,655,388

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

##### ●指定管理者【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

##### ●所管部局【健康福祉部 障害福祉課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

##### 【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

##### (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

##### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 法定点検をはじめとして、施設の維持管理・修繕等については、確実にやっている。  
この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

##### (2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

◆施設の使用許可、利用に係る料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 使用料については、基本的には訓練等給付費として三重県国民健康保険団体連合会から四日市市に支払われるため、利用者の自己負担分を除いて施設で収納することはない。

自己負担分の使用料については、その徴収の事務を指定管理者に委託することの告示及び公表が所管部局にて適切に行われている。なお、現在は自己負担額がある利用者はいないことから、実質的に施設での使用料の徴収業務は生じていない。

### （３）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられており、所管部局による内容の確認を受けている。

ただし、現金出納簿の記載において、給食代金等の受領分についての記載がされていなかった。

また、利用者の送迎車の運行に関する業者との委託契約書に不備が見受けられた。

### 意見

- ① 現金の紛失等の事故を防ぐためにも、短期間とはいえ施設で現金を取り扱う際には現金出納簿での管理を行うこと。
- ② 契約書は業者と委託契約を交わすうえで非常に重要な書類である。複数の職員で確認するなど事務処理誤りの再発防止に努め、適切な業務執行に取り組むこと。

### 【健康福祉部 障害福祉課】

#### （１）指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適切な団体が指定されたりするリスクはないか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理者の選定については、平成30年度において、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第2項第1号に基づき公募によらない特定した候補者として選定し、指定管理者選定委員会の審査の結果、当該団体が指定管理者に選定されている。

## (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆ 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受領し、ヒアリングや協議の実施、施設の訪問などにより、適切に業務の履行確認を行っている。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行っている。

なお、施設・設備等に関する保守点検について、基本協定書等の仕様書に具体的な記載がされていない。

### 意見

必要な点検等が確実に実施されていることを確認するためにも、点検内容や時期、根拠法令等を仕様書に記載することが望ましいと考えられる。新たに協定を交わす際には、こうした点にも留意して仕様書を作成すること。

## (3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

- ◆ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定しているとのことである。

なお、指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続をとっている。

ただし、人件費の減少などにより、支出が収入を約860万円下回っている状況にある。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

### 意見

#### ① 事業報告書における金額の記載について【合規性の視点】

年度末に作成される事業報告書において、作業等に伴う収入額を記載しているが、事業報告書の提出後に決算処理に伴う金額の変更が行われており、実際の決算額と事業報告書の金額が異なる状況となっている。決算額の市への報告もされているが、基本協定書等には事業報告書は毎会計年度の終了後40日以内に提出すると定められていることから、金額が確定したのちに作成して提出するなど、正確な金額が記載された事業報告書を作成すること。

② 災害等への備えについて【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

施設では毎月の避難訓練等の実施や備蓄品の準備など、災害に備えた対応をしているとのことである。引き続き備蓄品等が十分にあるか定期的に見直しを行うとともに、近隣の八郷小学校への避難のみならず施設2階への垂直避難も想定するなど、障害者が多い施設における減災について取り組むこと。

③ 利用者への就労支援について【住民福祉の向上の視点】

ア セーフティネットの役割を担う就労継続支援B型の施設において、A型事業所への移行が難しい利用者が多いという状況は理解できるが、意欲のある利用者や挑戦できそうな利用者に対する支援についてはしっかりと行えるよう、体制づくりに努めること。

イ 利用者が両親等の援助が無くなった際に少しでも自立できるよう支援することが必要であることから、各種作業等における単価や市場価格との違いといった金銭的な背景を把握しておくことも、利用者にとってプラスとなる部分であると考え。事業を進めるにあたっては、こうした情報の収集などにも留意して取り組むこと。

④ 施設におけるコンプライアンスの遵守について【合規性の視点】

昨今、福祉施設においてコンプライアンス上の問題があるという事案が全国的にみられる。虐待防止の貼り紙をするなどの取り組みを行っているが、こうした事案は絶対にあってはならないものとして、引き続きコンプライアンスの遵守を徹底する取り組みを進めること。

【健康福祉部 障害福祉課】

意見

① 複数の福祉施設における指定管理業務委託の方法について【有効性の視点】

障害福祉課は、あさけワークスに加えて共栄作業所とたんぼぼの2つの障害者自立支援施設についても、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会を特定した候補者として指定管理者に選定し、それぞれの管理運営を行っている。施設によって事業内容に差があるとはいえ、他部局で行われているように複数の施設を一括して指定管理業務委託する方法も考えられる。引き続き施設の運営管理を委託していくにあたって、どのような指定管理業務委託の方法が適切であるかについても研究も行き、今後の適正な指定管理業務委託に取り組むこと。

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会・健康福祉部 障害福祉課】

意見

① 施設の職員体制の整備と適切な指定管理料の取り扱いについて【有効性の視点】

ア 令和4年度は育休者の代替職員の配置が遅くなったとのことである。別施設の職員の配置転換などは困難であったとのことであるが、代替職員が不在の期間があったということは体制的に課題があると考えられるため、今後こうした状況が生じることのないよう取り組むこと。

イ 職員が当初予定通り配置できなかったことで人件費が減少し、結果として収入超過が生じている状況には課題がある。こうした状況が継続することのないよう、指定管理料の取り扱いや人員配置等について整理を行い、適切な施設運営が行われるよう努めること。